

鳥取縣公報

公 告

◇鳥取縣告示第四百十三号

昭和二十六年八月鳥取県告示第三百九十八号をもつて公
示した牛の流行性感冒予防に関する規則第二條の規定に
よる移動を禁止する区域及び第二條の二の規定による牛
を集合させる催物の開催を停止する区域に次の区域を追
加する。

昭和二十六年九月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

移動禁止区域

気高郡神戸村、大和村、美穂村、大正村、東郷村、
酒津村、日置村、日置谷村

昭和二十六年九月十日
外 月 曜 日

本報の大半は八國定價格A五判